

令和3年第2回臨時会

鋸南町議会会議録

令和3年5月7日 開会

令和3年5月7日 閉会

鋸南町議会

令和3年第2回鋸南町議会臨時会議案一覧表

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
議案第2号	鋸南町教育委員会教育長の任命について
議案第3号	鋸南町教育委員会委員の任命について
議案第4号	鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第5号	鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第6号	令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について
辞職第1号	議長の辞職許可について
選挙第1号	議長の選挙について
選挙第2号	副議長の選挙について
選任第1号	鋸南町議会常任委員会委員の選任について
選任第2号	鋸南町議会運営委員会委員の選任について
選挙第3号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
選挙第4号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
選挙第5号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
議案第7号	鋸南町監査委員の選任について
議案第8号	鋸南町消防委員会委員の選任について
議案第9号	鋸南町消防委員会委員の選任について
辞職第2号	議会広報特別委員会委員の辞職許可について
選任第3号	議会広報特別委員会委員の選任について

令和3年第2回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
第1号（5月7日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣言	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
提案理由の説明	7
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
日程の追加	21
辞職第1号	21
選挙第1号	22
日程の追加	25
選挙第2号	26
選任第1号	28
選任第2号	30
日程の追加	32
選挙第3号	32
選挙第4号	33
選挙第5号	34
議案第7号の上程、説明、採決	35

議案第8号の上程、説明、採決	37
議案第9号の上程、説明、採決	38
日程の追加.....	39
辞職第2号.....	40
選任第3号.....	41
閉会の宣言	44

鋸南町告示第42号

令和3年第2回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年4月30日

鋸南町長 白石 治 和

記

- 1 日 時 令和3年5月7日（金） 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
 - (2) 鋸南町教育委員会教育長の任命について
 - (3) 鋸南町教育委員会委員の任命について
 - (4) 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - (5) 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - (6) 令和3年度鋸南町一般会計補正予算（第1号）について
 - (7) 鋸南町議会常任委員会委員の選任について
 - (8) 鋸南町議会運営委員会委員の選任について

令和3年第2回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和3年5月7日 午前10時開会

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第5 | 議案第2号 | 鋸南町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 鋸南町教育委員会委員の任命について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第8 | 議案第5号 | 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 令和3年度鋸南町一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 選任第1号 | 鋸南町議会常任委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 選任第2号 | 鋸南町議会運営委員会委員の選任について |

令和3年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加1〕

令和3年5月7日

- | | | |
|--------|-------|-------------|
| 追加日程第1 | 辞職第1号 | 議長の辞職許可について |
| 追加日程第2 | 選挙第1号 | 議長の選挙について |

令和3年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加2〕

令和3年5月7日

- | | | |
|--------|-------|------------|
| 追加日程第1 | 選挙第2号 | 副議長の選挙について |
|--------|-------|------------|

令和3年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加3〕

令和3年5月7日

追加日程第1	選挙第3号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第2	選挙第4号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について
追加日程第3	選挙第5号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
追加日程第4	議案第6号	鋸南町監査委員の選任について
追加日程第5	議案第7号	鋸南町消防委員会委員の選任について
追加日程第6	議案第8号	鋸南町消防委員会委員の選任について

令和3年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加4〕

令和3年5月7日

追加日程第1	辞職第2号	議会広報特別委員会委員の辞職許可について
追加日程第2	選任第3号	議会広報特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 笹生あすか議員	2 番 早川正也議員
3 番 竹田和明議員	4 番 大塚昇議員
5 番 青木悦子議員	6 番 笹生久男議員
7 番 渡邊信廣議員	8 番 小藤田一幸議員
9 番 鈴木辰也議員	10 番 -
11 番 笹生正己議員	12 番 平島孝一郎議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白	石	治	和	副	町	長	内	田	正	司							
教	育	長	富	永	安	男	総	務	企	画	課	長	平	野	幸	男			
税	務	住	民	課	長	石	井		肇	保	健	福	祉	課	長	寺	本	幸	弘
地	域	振	興	課	長	安	田	隆	博	建	設	水	道	課	長	平	嶋		隆
教	育	課	長	福	原	規	生			会	計	管	理	者	対	馬	尚	子	
監	査	委	員	柴	本	健	二			総	務	管	理	室	長	齋	藤	正	樹

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事	務	局	長	加	藤	芳	博	書		記	村	上	真	理
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回鋸南町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

6番 笹生久男議員、7番 渡邊信廣議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る4月30日午前11時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今臨時会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

〔議会運営委員会 笹生正己委員長 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る4月30日午前11時から開催した議会運営委員会における、令和3年第2回鋸南町議会臨時会の会期及び日程等の協議について、御報告いたします。

今臨時会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

議案については、町長提出議案6件と、議会の人事案件であります。

議案第1号から議案第6号については、順次上程の上、採決をお願いいたします。

また、選任第1号及び第2号につきましても、順次上程の上、採決願いたいと思いません。

議会の人事改選については、円滑な議会運営がなされますように、議員各位の御協力を賜りたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げますと共に、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書により報告をしたとおりです。

今臨時会に際し、町長から提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

◎提案理由の説明

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和3年第2回鋸南町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本臨時会に、町長としてご提案申し上げます議案は、専決処分の承認が1件、人事案件が4件、及び補正予算1件、合わせて6議案であります。

それぞれ議案の概要を申し上げます。

議案第1号は「専決処分の承認を求めることについて」であります。また、「鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」、地方税法等の一部改正に伴いまして、3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いするものであります。

議案第2号「鋸南町教育委員会教育長の任命について」でございますが、本年5月23日をもちまして、現教育長の富永安男氏が、任期満了となりますので、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

議案第3号「鋸南町教育委員会委員の任命について」でございますが、本年5月23日をもちまして、現委員の篠原恭恵氏が、任期満了となりますので、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

議案第4号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の任命について」でございますが、本年5月22日をもちまして、現委員の三浦庸一氏が任期満了となりますので、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございますが、本年6月5日をもちまして、現委員の戸倉茂氏が任期満了となりますので、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

議案第6号は「令和3年度鋸南町一般会計補正予算・第1号について」でございますが、9,962万1千円を追加し、補正後の総額を42億6,578万2千円にしようとするものであります。本補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染症拡大の防止及び、地域経済の下支えと町民の皆様の生活支援を行おうとするものでございます。

歳出の主なものをご説明申し上げます。

総務費では、衆議院議員選挙費、選挙用備品645万5千円、衛生費では、感染対策用

備品 2 6 2 万 9 千円、医療機関等への事業継続支援助成金 6 3 0 万円、商工費では、地域商品券発行事業で 7, 8 9 1 万 8 千円、教育費では、学校管理用備品 1 5 2 万 1 千円、次に歳入でございますが、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9, 6 3 0 万円、繰入金、財政調整基金繰入金 3 3 2 万 1 千円をそれぞれ補正いたします。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 4 議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び、関係政省令が本年 3 月 3 1 日に公布され、原則、4 月 1 日から施行されることに伴い、鋸南町税条例等の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、3 月 3 1 日に専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、令和 3 年度の固定資産税の評価替えに伴う対象期間の整備、特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例期限の延長、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間と種別割特例期限の延長、その他法律等の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。下線の部分が改正点となります。

第 1 条による改正としまして、第 2 4 条は、個人町民税の非課税の範囲を定める規定ですが、均等割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることに改めるものです。

第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の提出について、税務署長の承認を廃止し、給与支払者が電磁的方法による記載すべき事項の提供を、適正に受けることができる措置を講じていること等、一定の要件を満たす場合には税務署長の承認を廃止し、規則で定める電磁的方法により提供することができることに改めるものです。また、退職所得申告書についても規則で定める電磁的方法に準ずることを追加しています。

2ページにかけての第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書における扶養親族を、年齢16歳未満の者に限ることに改めるものです。また、第36条の3の2と同様に税務署長の承認を廃止し、公的年金等受給者の扶養親族申告書を電磁的方法により提供できることに改めるものです。

第53条の8は、次条において第3項を追加したことによる字句の追加です。

3ページをお願いします。

第53条の9は、退職所得申告書においても、一定の要件を満たす場合には、規則で定める電磁的方法により提供することができることに改めるものです。また、第3項の適用がある場合の読替え規定を第4項として追加するものです。

第81条の4は、軽自動車税の環境性能割の税率に関する規定ですが、地方税法の改正にあわせて、適用基準の読替え規定である第5項が追加されましたので、字句を追加するものです。

4ページをお願いします。

附則第5条は、個人町民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定ですが、第24条の改正と同様に、課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることに改めるものです。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の適用期限について、令和4年度までを令和9年度までに延長するものです。

5ページをお願いします。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例に関する規定ですが、地方税法改正により適用期限終了による適用条文を整理し、第2項から5ページ下段の第14項までは項番号を改め、第15項を削除し、第16項から第18項までを1項ずつ繰り上げるものです。

6ページから10ページにかけての、附則第11条から第15条は、固定資産税・特別土地保有税の課税の特例に関する規定ですが、評価替えに伴う地方税法の改正に合わせて、標題及び対象期間の整備を行うものです。

10ページ下段をお願いします。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定ですが、地方税法の改正に合わせて追加された、適用範囲の読替え規定である第5項の字句の追加と、

環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものに改めます。

11ページをお願いします。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定ですが、地方税法の改正に合わせて追加された適用範囲の読替え規定である項番号を追加するものであります。

11ページから14ページにかけての附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定ですが、地方税法の改正に合わせて、第1項は種別割の軽減規定を追加したことにより、項番号を改正するものであります。

また、第2項から第4項までは、適用期間が終了した条文を削除し、第6項から第8項を追加して、令和3年度及び令和4年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについては、車両番号指定の翌年度に限り、種別割の税率を、第6項では自家用の乗用のものを除き75%の軽減、第7項では営業用の乗用のものに限り50%の軽減、第8項では第7項の適用を受けるものを除き、一定の性能を備えたものについて25%の軽減をすることについて規定しております。

14ページをお願いします。

附則第16条の2は、前条の種別割の軽減規定を追加したことにより、項番号を改めるものであります。

附則第26条は、所得割の納税義務者が、前年分の所得税につき、新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合における、所得税の住宅借入金等特別控除で、控除しきれなかった額を個人住民税から控除できますが、特例的な措置として、控除期間を令和17年度まで、入居者を令和4年まで延長するものであります。

次に、『第2条による改正』の新旧対照表1ページをお願いします。

この改正条例は、令和2年に改正した令和4年4月1日施行の条例であります。このページの一番下の下線部分から、3ページまでの下線の部分について、地方税法の改正に伴い、引用条文等の所要の整備を行うものです。

続いて附則ですが、条例改正文の5ページ目をお願いします。条の3の2から始まるページです。下段になります。

附則第1条は施行期日の規定になります。

本条例の施行期日は、原則、令和3年4月1日ですが、第1条による改正中、附則第6条は令和4年1月1日から施行し、条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定は令和6年1月1日から施行します。

次に経過措置としまして、次のページですが、附則第2条は町民税、第3条は固定資

産税、第4条は軽自動車税に関する経過措置の規定で、施行日前に適用したものは、なお従前の例によることを定めております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5 議案第2号「鋸南町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

当該者がおられますので、富永安男教育長には議事終了まで退席を願います。

〔教育長 富永安男 退場〕

○議長（青木悦子）

総務企画課長から議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号「鋸南町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町下佐久間1735番地2、氏名、富永安男（とみなが やすお）、生年月日、昭和28年7月10日、任期は、令和3年5月24日から令和6年5月23日までの3年間です。

尚、参考資料といたしまして職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

それでは、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩を致します。議員各位は議席でお待ちください。

……………休憩・午前10時26分……………

（教育長 富永安男 入場）

……………再開・午前10時27分……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただ今同意されました富永安男教育長から、挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○教育長（富永安男）

皆様改めましておはようございます。私は白石町長の好リードの下に、鋸南町教育行政の更なる推進に全力で取り組んで参ります。議員の皆様ご支援ご理解を切にお願い申し上げます。本日はありがとうございます。

○議長（青木悦子）

富永安男教育長には今後とも鋸南町の教育行政発展のためにご尽力いただきますようよろしくお願い致します。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6 議案第3号「鋸南町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号「鋸南町教育委員会委員の任命について」御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町元名1109番地、氏名、篠原恭恵（しのはら やすえ）、生年月日、昭和28年4月16日、任期は、令和3年5月24日から令和7年5月23日までの4年間であります。

尚、参考資料といたしまして職歴をお手元に配布させていただきました。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。議員各位は自席でお待ちください。

……………**休憩・午前10時31分**……………

（篠原恭恵氏 入場）

……………**再開・午前10時32分**……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただ今同意されました篠原恭恵氏から、挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○教育委員（篠原恭恵）

失礼します。

おはようございます。

ただいま、教育委員2期目を皆様から任命いただきました篠原恭恵と言います。

私は、1期目は教育長さんを始めとして皆様から大変色々なことを教えていただきながら貴重な、有意義な時間を過ごすことができたことに感謝しております。そして2期目、SDGsですか、その質の良い教育、それから格差の無い教育環境ということを目標に皆様のお力をお借りしながら、頑張って子どもたちのために、そして、地域の皆さんのためにいきいきと安心して過ごせる、教育環境を努力して作っていききたいと思います。何分微力です。又皆様からご指導を賜りながら、頑張っていきたいと思っておりますので、この4年間よろしく願います。

○議長（青木悦子）

篠原恭恵教育委員には、今後共鋸南町の教育行政のために御尽力賜りますようよろしくお願い致します。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第7 議案第4号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町上佐久間895番地、氏名、三浦庸一（みうら よういち）、生年月日、昭和29年1月26日、任期は、令和3年5月23日から令和6年5月22日までの3年間であります。

尚、参考資料といたしまして職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に、同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第8 議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願いいたします方は、住所、鋸南町保田44番地、氏名、戸倉 茂（とぐら しげる）、生年月日、昭和23年12月2日、任期は、令和3年6月6日から令和6年6月5日までの3年間であります。

尚、参考資料といたしまして職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に、同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第9、議案第6号「鋸南町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第6号「令和3年度鋸南町一般会計補正予算・第1号」についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ9962万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6578万2千円とするもので、国から交付予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染症拡大の防止及び、地域経済の下支えと町民の皆様の生活支援を行うための補正であります。

歳出からご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項・総務管理費、3目・財産管理費、17節・庁舎管理用備品91万8千円は、庁舎内の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、空気清浄機3台を購入しようとするものであります。

4目・企画費、18節・公共交通感染拡大防止支援補助金14万円は、町内のタクシー事業者1社に対し、感染症拡大防止対策費用を支援しようとするもので、所有するタクシーの台数を加算して支援を行う予定であります。

4項・選挙費、2目・衆議院議員選挙費17節・選挙用備品645万5千円は、投票及び開票時の感染症拡大防止対策として、投票用紙自動交付機16台及び投票用紙読取分類機の天地表裏反転ユニットを購入するための費用であります。

3款・民生費、2項・児童福祉費、3目・保育園費、及び4目・学童保育費の17節・備品購入費、合わせて92万4千円は、園児等の感染症拡大防止を図るため、保育室等に空気清浄機を設置しようとするもので、保育所にあつては6台、学童保育所にあつては3台を予定しています。その他、学童保育所にあつては、3密防止のための座卓テーブル4脚の購入費用を計上しました。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・予防費10節・消耗品費100万円は、消毒液やフェイスシールドなど、感染予防のための消耗品の購入費用であります。

その下、17節・感染対策用備品262万9千円は、利用者が多く訪れる公共施設での感染症拡大防止を図るため、空気清浄機7台及び総合検診等で使用する仕切り用スクリーン12台の購入費用であります。なお、空気清浄機は、保健福祉総合センター及び老人福祉センター、鋸南病院への設置を予定しています。

その下、18節・事業継続支援助成金630万円は、町内の医療関係機関、介護施設及び介護事業所に対し、感染症拡大防止対策に係る費用を助成しようとするもので、施設ごとそれぞれ5万円から50万円の支給を見込んでおります。

8頁をお願いします。6款・商工費、1項・商工費、2目・商工業振興費7891万8千円は、感染症拡大防止のため、外出や営業を自粛したことにより、低迷した消費活動を活性化することを目的として、町内で使用できる商品券を全町民に配付する地域商品券発行事業のための費用であります。

なお、事業補助金は鋸南町商工会に交付しようとするもので、配付する商品券は1人1万円を予定しています。新型コロナウイルス感染症に関連した地域商品券は、昨年8月から2回発行を行い、今回で3回目となります。

5目・都市交流施設推進事業費、17節・管理用備品81万6千円は、来訪者等の感染症拡大防止対策として、屋外での滞在場所を拡大することにより三密防止を図るため、テント3張を購入しようとするものであります。

9款・教育費、2項・小学校費、1目・学校管理費、17節・学校管理用備品152万1千円は、生徒等の感染症拡大防止を図るため、普通教室ほか学校内各室に空気清浄機を設置しようとするもので、購入予定台数は18台を見込んでおります。

続きまして、歳入ですが、6ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、2項・国庫補助金 5目・総務費国庫補助金、1節・総務費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9630万円は、新型コロナウイルスの感染症拡大の防止及び感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図ることを目的として、国の令和2年度第3次補正予算において、1兆5千億円の増額がなされた当該交付金について、当町への交付予定額1億2006万7千円のうち、9630万円を今補正にて9事業に充当を行おうとするものであります。

その下、19款・繰入金、2項・基金繰入金、1目・財政調整基金繰入金332万1千円は、基金を取り崩し、歳出に対する不足分に充当するもので、今補正後の基金残高は11億6762万2千円となる見込みです。

以上で議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。はい、9番、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

7ページの4款衛生費1項1目予防費17節負担金及び交付金の事業継続支援助成金630万円、今説明がありました、町内の医療機関及び介護事業所等に助成をするということでその説明を受けた時に、病院・クリニック・歯科医院・薬局・介護事業所ということで説明を受けました。それでちょっと考えた時にですね、接骨院とか保険が使える事業所があるんですが、そういう事業所が対象とはならなかった、なってないんですけども、逆にこの対象となった事業者さんの方の、対象となった条件、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

ただ今の質問についてお答えさせていただきます。今回助成対象とさせていただきますしたのは、不特定多数の患者さんや利用者の出入りする医療機関及び介護事業所という形で対象を整理させていただきました。議員が仰いました接骨院等につきましては本来保険医療機関ではなく、施術を行う柔道整復師と言われる方につきましては医師とはちょっと違う立場ということで、今回の整理といたしましては、不特定多数の患者が出入りする医療機関及び介護事業所という形と対象とさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、9番、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

保険が使えるそういう接骨院、私も数年前に紹介をしていただいて都内の接骨院に通院したことがあるのですが、そこはもう完全に保険で治療をしていただける事業所でした。町内の接骨院さんを対象にしろという訳じゃなくてですね、町民の方とかに聞かれた時にしっかりとしたお答えができないと不平等感とか感じるようなことがありますので、保険が使える事業者であればそういう対象になり得ると考えてよろしいでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

お答えさせていただきます。接骨院・整骨院につきましては、確かに保険適用が取り扱いによって一部分保険が使える場合と、保険が使えない場合ということがあります。確かに議員さんおっしゃるように保険適用される部分もありますので、患者さんと接触する機

会もあるかと思しますので、状況を確認しまして適用を検討させていただきたいと思
います。以上です。

○議長（青木悦子）

はい、9番、鈴木議員。

○9番（鈴木辰也）

よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、歯医者でもお医者さんでも自由診療の部
分があるので、保険適用ってということだけに関しての線引きというのはどうかなって言
うようなことを感じましたので、ぜひ検討していただいて、そういうような対象とな
る事業者さんがあるのであればぜひ助成してあげていただきたいという風に思ひます。

○議長（青木悦子）

他に質疑は質疑がございますか。それでは質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

直ちに議員総会を開催しますので、議員各位は委員会室にお集まりください。

……………休憩・午前10時53分……………

……………再開・午前11時02分……………

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に、議長の退職願を副議長に提出いたしました。

この席から退席をさせていただきます。

○事務局長（加藤芳博）

鈴木副議長、議長席へお願いいたします。

○副議長（鈴木辰也）

先ほど、休憩中に議長青木悦子議員からの議長の辞職願が提出されました。
しばらくの間、議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。
追加議事日程を配付いたしますので、暫時休憩します。

…………… 休憩・午前 11 時 04 分 ……………
…………… 再開・午前 11 時 05 分 ……………

◎日程の追加

○副議長（鈴木辰也）

休憩前に引き続き、会議を再開します。
ただいま、追加議事日程、追加 1 を配付いたしました。
配付漏れはありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木辰也）

配布漏れなしと認めます。
この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を
変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。
よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を
変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎辞職第 1 号

○副議長（鈴木辰也）

追加日程第 1 辞職第 1 号「議長の辞職許可について」を議題といたします。
地方自治法第 117 条の規定により、議長青木悦子議員の退席を求めます。

〔議長 青木悦子議員 退席〕

○副議長（鈴木辰也）

事務局長をして、辞職願の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

辞職願 私はこの度、鋸南町議会の先例に従い、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和3年5月7日、鋸南町議会議長青木悦子。

鋸南町議会副議長鈴木辰也様。

○副議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

青木悦子議員の議長辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、青木悦子議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

青木悦子議員の入場を許可いたします。

〔5番 青木悦子議員 入場〕

○副議長（鈴木辰也）

青木悦子議員の辞職願が許可されましたので、報告いたします。

◎選挙第1号

○副議長（鈴木辰也）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長（鈴木辰也）

追加日程第2 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長（加藤芳博）

選挙第1号、議長の選挙について。議長の選挙を行うこととする。令和3年5月7日提出。鋸南町議会副議長鈴木辰也。

○副議長（鈴木辰也）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）※ 会議規則第28条 出入の禁止

○副議長（鈴木辰也）

ただいまの出席議員は、11名です。

立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 笹生あすか議員、2番 早川正也議員の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙の配付）

（投票箱の用意）

○副議長（鈴木辰也）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、事務局長お願いします。

（立会人・事務局長により点検）

○副議長（鈴木辰也）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○事務局長（加藤芳博）

それでは、順番に呼び上げます。

1 番 笹生 あすか 議員、 2 番 早川 正也 議員
3 番 竹田 和明 議員、 4 番 大塚 昇 議員
5 番 青木 悦子 議員、 6 番 笹生 久男 議員
7 番 渡邊 信廣 議員、 8 番 小藤田 一幸 議員
9 番 鈴木 辰也 議員、 11 番 笹生 正己 議員
12 番 平島 孝一郎 議員

○副議長（鈴木辰也）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（鈴木辰也）

投票漏れは、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

笹生あすか議員、早川正也議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○副議長（鈴木辰也）

選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票

有効投票 11 票

無効投票 ゼロ。

有効投票のうち、鈴木辰也議員 6 票 青木悦子議員 5 票。

以上のとおりです。

○議長（鈴木辰也）

ただいま、議長に当選しました。

この議長席から大変恐縮ですが、一言御挨拶を申し上げます。

〔議長 鈴木辰也 登壇〕

○議長（鈴木辰也）

ただいま、議長にご選任を賜り心から感謝を申し上げます。私自身限りなく光栄に存じますと共にその責任の重さをひしひしと感じている次第であります。元より微力ではありますが、誠心誠意努めて参ります。本町は一昨年台風災害、また、新型コロナウイルス感染拡大もまだまだ収束の見通しが立たず、町民生活や地域経済に及ぼす影響は感染の拡大と長期化に伴い深刻さを増しています。町民の皆様、この住み慣れた鋸南町、

安心して生活ができるように、執行機関の行財政の運営や事業の実施等が適法、適正に、そして公平、効率的になされているかを監視、チェックしつつ、協力すべきことは協力し、是々非々の立場で町政発展のため最善を尽くす決意であります。議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んで参ります。議員の皆様方にはご支援ご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、議長就任の挨拶といたします。

〔「拍手」あり〕

○議長（鈴木辰也）

ここで、暫時休憩します。

自席でお待ちください。

…………… **休憩・午前 11 時 24 分** ……………

…………… **再開・午前 11 時 27 分** ……………

◎日程の追加

○議長（鈴木辰也）

会議を再開いたします。

先ほどの議長選挙の結果、副議長が欠員となりました。

ここで、暫時休憩します。

追加議事日程を配付いたしますので、その間、自席にてお待ちください。

…………… **休憩・午前 11 時 29 分** ……………

…………… **再開・午前 11 時 30 分** ……………

○議長（鈴木辰也）

会議を再開いたします。

先ほどの議長選挙の結果、副議長が欠員となりました。

失礼いたしました。

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、追加議事日程、追加 2 を配付いたしました。

配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎選挙第2号

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

副議長が欠員となりましたので、「副議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1、選挙第2号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木辰也）

追加日程第1に入る前にお願いをしておきます。

既に御手元に配布されております議案につきまして、議会議長名が空欄となっております。議長鈴木辰也と御記入願いたいと思います。

追加日程第1 選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

選挙第2号、副議長の選挙について。副議長の選挙を行うものとする。令和3年5月7日提出、鋸南町議会議長 鈴木辰也。

○議長（鈴木辰也）

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖）※ 会議規則第28条 出入の禁止

○議長（鈴木辰也）

ただいまの出席議員は、11名です。

立会人を指名いたします。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 笹生あすか議員、2番 早川正也議員の兩名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

(投票箱の用意)

○議長（鈴木辰也）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配付漏れは、なしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、事務局長お願いします。

(立会人・事務局長により点検)

○議長（鈴木辰也）

異常なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○事務局長（加藤芳博）

1 番 笹生 あすか 議員、 2 番 早川 正也 議員

3 番 竹田 和明 議員、 4 番 大塚 昇 議員

5 番 青木 悦子 議員、 6 番 笹生 久男 議員

7 番 渡邊 信廣 議員、 8 番 小藤田 一幸 議員

9 番 鈴木 辰也 議員、 11 番 笹生 正己 議員

12 番 平島 孝一郎 議員

○議長（鈴木辰也）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

笹生あすか議員、早川正也議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（鈴木辰也）

選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票

有効投票 11 票

無効投票数 ゼロ票。

有効投票のうち、竹田和明議員 6 票 早川正也議員 5 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

よって、竹田和明議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○議長（鈴木辰也）

ただいま、副議長に当選されました竹田和明議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました竹田和明議員に挨拶をお願いします。

演壇にてお願いいたします。

〔副議長 竹田和明議員 登壇〕

○副議長（竹田和明）

この度副議長という大役に選任頂きまして、誠にありがとうございます。若輩ではございますが、これまで受けた、台風災害で受けた内外のご恩を忘れずに、しっかりと町政の発展に努めたいと思います。副議長として、議長を最大限サポートできるようにしっかりと業務を行っていきたいと思いますので、皆さまのご支援ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

〔「拍手」あり〕

○議長（鈴木辰也）

ここで、休憩をとりたいと思います。

休憩は相当の時間を要すると思いますが、昼食を外で済ます以外は庁舎内で待機願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午前 11 時 48 分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 30 分 ……………

◎選任第 1 号

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第10 選任第1号「鋸南町議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することとなっておりますので、議長から指名いたします。

常任委員の選任につきましては、事務局長をして発表いただきます。

議会事務局長。

○事務局長（加藤芳博）

それでは、発表させていただきます。

総務常任委員会委員に、

1番 笹生 あすか 議員、 4番 大塚 昇 議員
6番 笹生 久男 議員、 7番 渡邊 信廣 議員
9番 鈴木 辰也 議員、 11番 笹生 正己 議員

以上の6名でございます。

続きまして、産業常任委員会委員に、

2番 早川 正也 議員、 3番 竹田 和明 議員
5番 青木 悦子 議員、 8番 小藤田 一幸 議員
12番 平島 孝一郎 議員、

以上の5名でございます。

○議長（鈴木辰也）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により各常任委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

総務常任委員会は、委員会室。

産業常任委員会は、議場脇の小会議室にてお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午後1時33分 ……………

…………… 再開・午後 1 時 4 1 分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において行われました正・副委員長互選の結果の通知がありましたので事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、発表いたします。

総務常任委員会委員長に、7 番 渡邊 信廣 議員。

総務常任委員会副委員長に、4 番 大塚 昇 議員。

産業常任委員会委員長に、8 番 小藤田 一幸 議員。

産業常任委員会副委員長に、2 番 早川 正也 議員。

以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

各常任委員会の委員長及び副委員長は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

◎選任第 2 号

○議長（鈴木辰也）

日程第 1 1 選任第 2 号「鋸南町議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により議長が指名することとなっておりますので、議長から指名いたします。

議会運営委員の選任につきましては、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員に、

1 番 笹生 あすか 議員、 3 番 竹田 和明 議員

6 番 笹生 久男 議員、 7 番 渡邊 信廣 議員

8 番 小藤田 一幸 議員、 1 1 番 笹生 正己 議員

以上 6 名でございます。

○議長（鈴木辰也）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、6名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により議会運営委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

議会運営委員会は、委員会室で開催をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午後1時45分 ……………

…………… 再開・午後1時56分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において行われました、正・副委員長互選の結果の通知がありましたので、事務局長をして発表いたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員長に、11番 笹生 正己 議員。

議会運営委員会副委員長に、1番 笹生 あすか 議員。

以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

議会運営委員会の委員長および副委員長は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午後1時57分 ……………

…………… 再開・午後1時59分 ……………

◎日程の追加

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

休憩中に、追加議事日程、追加3が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、この際、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎選挙第3号

○議長（鈴木辰也）

追加日程第1 選挙第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙」を議題といたします。

小藤田一幸議員から安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

選挙第3号、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について、安房郡市広域市町村圏事務組合同規約第6条第3項の規定により安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員1名の補欠選挙を行うものとする。令和3年5月7日、鋸南町議会議長 鈴木辰也。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

竹田和明議員を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、竹田和明議員が、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に決定いたしました。

ただいま、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました竹田和明議員が、議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項によって、当選の告知をいたします。

◎選挙第 4 号

○議長（鈴木辰也）

追加日程第 2 選挙第 4 号「鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙」を議題といたします。

大塚昇議員、鈴木辰也議員、笹生正己議員、平島孝一郎議員から鋸南地区環境衛生組合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

選挙第 4 号、鋸南地区環境衛生組合議会議員の補欠選挙について。鋸南地区環境衛生組合規約第 6 条の規定により鋸南地区環境衛生組合議会議員 4 名の補欠選挙を行うものとする。令和 3 年 5 月 7 日提出、鋸南町議会議長 鈴木辰也。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

3番 竹田 和明 議員、 7番 渡邊 信廣 議員

8番 小藤田 一幸 議員、 12番 平島 孝一郎 議員

を鋸南地区環境衛生組合議会議員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、

竹田和明議員、渡邊信廣議員、小藤田一幸議員、平島孝一郎議員

が鋸南地区環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

ただいま、鋸南地区環境衛生組合議会議員に当選されました

竹田和明議員、渡邊信廣議員、小藤田一幸議員、平島孝一郎議員

が議場におられますので、会議規則第33条第2項によって、当選の告知をいたします。

◎選挙第5号

○議長（鈴木辰也）

追加日程第3 選挙第5号「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について」を議題といたします。

青木悦子議員から千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出されております。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

選挙第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行うものとする。令和3年5月7日提出、鋸南町議会議長 鈴木辰也。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって議長において指名することに、決定いたしました。

鈴木辰也議員を千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名します。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、鈴木辰也議員が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に決定いたしました。

ただいま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました鈴木辰也議員が、議場におられるので、会議規則第 33 条第 2 項によって、当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

◎議案第 7 号の上程、説明、採決

○議長（鈴木辰也）

会議を再開いたします。

追加日程第 4 議案第 7 号「鋸南町監査委員の選任について」を議題といたします。

地方税法第 117 条の規定により、笹生正己議員の退席を求めます。

（ 1 1 番 笹生正己議員 退席）

○議長（鈴木辰也）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

先に訂正をお願いしたいと思います。住所、鋸南町吉浜 3 3 0 の後に番地を加えていただきたいと思います。失礼いたしました。

議案第 7 号、鋸南町監査委員の選任について、下記の者を本町監査委員に選任したいから地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。令和 3 年 5 月 7 日提出、鋸南町長 白石治和。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第7号「鋸南町監査委員の選任」について、御説明いたします。

監査委員につきましては、地方自治法第195条第2項の規定により定数は2人と定められております。また、同法第196条第1項の規定により2人のうち1人は議会議員のうちから選任されることとなっております。

鋸南町監査委員として選任することにつきまして、議会の御同意をお願いいたします方は、住所 鋸南町吉浜330番地、氏名 笹生正己、生年月日 昭和26年1月13日でございます。

議員におかれましては議員6期目であり、鋸南町議会議長を経験され行政面に精通をされております。任期は議会議員の任期であります令和5年4月29日までであります。

以上で説明を終わりますが、議会のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

笹生正己議員の入場を許可いたします。

〔11番 笹生正己議員 入場〕

○議長（鈴木辰也）

笹生正己議員におかれましては、監査委員になることに同意されましたので、御報告いたします。

◎議案第8号の上程、説明、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第5 議案第8号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、早川正也議員の退席を求めます。

[2番 早川正也議員 退席]

○議長（鈴木辰也）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

議案第8号、鋸南町消防委員会委員の選任について、下記の者を消防委員会委員に選任したいから、鋸南町消防委員会条例第5条の規定により議会の議決を求める。令和3年5月7日、鋸南町長 白石治和。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第8号「鋸南町消防委員会委員の選任について」、御説明いたします。

消防委員会委員につきましては、鋸南町消防委員会条例第4条第3項の規定により委員の定数は町議会議員2人、学識経験者2人、及び消防関係者4人の合計8人と定められております。また、委員のうち町議会議員につきましては、同条例第5条の規定により、議会の議決を経て選任することとなっております。

議会のご議決をお願いいたします方は、住所 鋸南町小保田 548 番地、氏名 早川正也、生年月日 昭和45年2月12日でございます。

以上で説明を終わりますが、議会のご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

早川正也議員の入場を許可いたします。

〔2番 早川正也議員 入場〕

○議長（鈴木辰也）

早川正也議員におかれましては、消防委員となることに同意されましたので、報告します。

◎議案第9号の上程、説明、採決

○議長（鈴木辰也）

追加日程第6 議案第9号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大塚昇議員の退席を求めます。

〔4番 大塚昇議員 退席〕

○議長（鈴木辰也）

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

議案第9号、鋸南町消防委員会委員の選任について、下記の者を消防委員会委員に選任したいから、鋸南町消防委員会条例第5条の規定により議会の議決を求める。令和3年5月7日、鋸南町長 白石治和。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第9号「鋸南町消防委員会委員の選任」について、御説明いたします。

消防委員会委員につきましては、鋸南町消防委員会条例第4条第3項の規定により委員の定数は町議会議員2人、学識経験者2人、及び消防関係者4人の合計8人と定められております。また、委員のうち町議会議員につきましては、同条例第5条の規定により、議会の議決を経て選任することとなっております。議会のご議決をお願いいたします方は、住所 鋸南町勝山419番地、氏名 大塚昇、生年月日 昭和24年9月29日でございます。

以上で説明を終わりますが、議会のご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

質疑、討論を省き、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

大塚昇議員の入場を許可いたします。

〔4番 大塚昇議員 入場〕

○議長（鈴木辰也）

大塚昇議員におかれましては、消防委員となることに同意されましたので、報告いたします。

先ほど、休憩中に、議会広報特別委員会委員の5人全員から委員の辞職願が提出されました。

追加議事日程を配付いたしますので、暫時休憩します。

…………… 休憩・午後2時21分 ……………

…………… 再開・午後2時22分 ……………

◎日程の追加

○議長（鈴木辰也）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、追加議案日程、追加4を配付いたしました。

配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配布漏れなしと認めます。

この際、議会広報特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎辞職第2号

○議長（鈴木辰也）

追加日程第1 辞職第2号「議会広報特別委員会委員の辞職許可について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、笹生あすか議員、早川正也議員、竹田和明議員、大塚昇議員、笹生久男議員の退席を求めます。

〔議員 退席〕

○議長（鈴木辰也）

事務局長をして辞職願の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

辞職願、この度鋸南町議会の先例により、令和3年5月7日をもって議会広報特別委員会委員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。令和3年5月7日 議会広報特別委員 笹生あすか、鋸南町議会議長 鈴木辰也様。

同じ内容で早川正也議員、竹田和明議員、大塚昇議員、笹生久男議員から提出されております。

○議長（鈴木辰也）

お諮りいたします。

笹生あすか議員、早川正也議員、竹田和明議員、大塚昇議員、笹生久男議員の議会広報特別委員会委員の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、笹生あすか議員、早川正也議員、竹田和明議員、大塚昇議員、笹生久男議員の議会広報特別委員会委員の辞職を許可することに決定をいたしました。

退席議員の入場を許可いたします。

〔議員 入場〕

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、早川正也議員、竹田和明議員、大塚昇議員、笹生久男議員の辞職願が許可されましたので報告いたします。

○議長（鈴木辰也）

ただいま、委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「議会広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第2、選任第3号として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よってこの際、「議会広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第2、選任第3号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎選任第3号

○議長（鈴木辰也）

追加日程第2 選任第3号「議会広報特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

職員をして議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

選任第3号、議会広報特別委員会委員の選任について。鋸南町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会広報特別委員5名の選任を行うものとする。令和3年5月7日提出、鋸南町議会議長鈴木辰也。

○議長（鈴木辰也）

委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することになっておりますので、議長から指名いたします。

議会広報特別委員会委員の選任につきましては、事務局長をして発表いただきます。
議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、発表させていただきます。

議会広報特別委員会委員に、

1番 笹生 あすか 議員、2番 早川 正也 議員

3番 竹田 和明 議員、4番 大塚 昇 議員

6番 笹生 久男 議員

以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

ただいま発表したとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、議会広報特別委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

議会広報特別委員会は、委員会室で開催をお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

…………… 休憩・午後2時29分 ……………

…………… 再開・午後2時38分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開催され、正・副委員長の互選の結果の通知がありましたので、事務局長をして発表いただきます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、発表させていただきます。

議会広報特別委員会委員長に、3番 竹田 和明 議員。

副委員長に、1番 笹生 あすか 議員。

以上でございます。

○議長（鈴木辰也）

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長は、ただいま発表のとおり決定いたしました。

ここで、休憩します。

休憩中、全員協議会を開催いたします。

議員各位は委員会室にお集まり願います。

なお、執行部の皆様には、暫時休憩といたします。

…………… 休憩・午後 2 時 3 9 分 ……………

…………… 再開・午後 3 時 0 5 分 ……………

○議長（鈴木辰也）

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。

休憩中に全員協議会等を開催し、委員会の選任等がなされましたので、報告します。

事務局長からお願いします。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

全員協議会で決定した事項について御報告いたします。

鋸南町環境審議会委員につきましては、1 番 笹生あすか議員を推薦することに決定いたしました。

鋸南町国民健康保険運営協議会委員には、2 番早川正也議員、5 番青木悦子議員、8 番小藤田一幸議員、の 3 名を推薦することに決定いたしました。

鋸南町学校給食センター運営委員には、5 番青木悦子議員を選任することに決定いたしました。

その他としましてあて職になっておりますけれども、鋸南町農業振興地域整備計画審議会には産業常任委員長、鋸南町地域農業再生協議会にも産業常任委員長、地域包括支援センター運営協議会の委員には総務常任委員長をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。
よって、令和3年第2回鋸南町議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 後 3 時 0 8 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3年 6月 22日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 笹 生 久 男

署 名 議 員 渡 邊 信 廣